

津幡町選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により期日前投票所の投票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその者の職務を代理すべき者を、それぞれ次のとおり選任した。

令和7年7月3日

津幡町選挙管理委員会

投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
津幡町	葉名 貴江	津幡町	田中 圭	7月4日
津幡町	大田 新太郎	〃	〃	7月5日
津幡町	西川 明美	〃	〃	7月6日
津幡町	中島 勉	〃	〃	7月7日
津幡町	松岡 章文	〃	〃	7月8日
津幡町	板坂 順子	〃	〃	7月9日
津幡町	勝崎 隆	〃	〃	7月10日
津幡町	葉名 貴江	〃	〃	7月11日
津幡町	松岡 章文	〃	〃	7月12日
津幡町	大田 新太郎	〃	〃	7月13日
津幡町	勝崎 隆	〃	〃	7月14日
津幡町	太田 和夫	〃	〃	7月15日
津幡町	板坂 順子	〃	〃	7月16日
津幡町	中島 勉	〃	〃	7月17日
津幡町	太田 和夫	〃	〃	7月18日
津幡町	西川 明美	〃	〃	7月19日